

● 乳幼児医療制度の自己負担額が変わります

◇乳幼児（小学校就学前までのお子さん）の医療費補助制度の自己負担額が、10月診療分から変わります。

補助対象 入院や通院に係る医療費から保険給付の額を控除した額

自己負担額

診療月	入院	通院
9月分まで	500円/日	500円/回 (月4回まで)
10月分から	なし	なし

◇保険の対象とならないものや入院時食事代は、補助の対象外です。

◇医療機関で診療を受ける時は、必ず「受給者証」と「保険証」を窓口で提示してください。



◇加入保険・住所などに変更があった時は、変更申請を提出してください。

◇新しい受給者証は、9月下旬に郵送します。

☎ すこやか子ども課子育て支援係
☎ 44-3184

● 子育てサポートキャラバン「くるくる」が巡回中です

<日程>

日	所
9月17日(水)	三川公民館
18日(木)	浅羽西公民館
19日(金)	浅羽東公民館
22日(月)	明和第二保育園 (午後は休み)
24日(水)	袋井東公民館
25日(木)	(午前は休み) 可睡の杜南公会堂
26日(金)	浅羽南公民館
29日(月)	方丈ふれあい会館
30日(火)	笠原公民館

◇9月16日(火)・23日(火)秋分の日は休み。

時 午前10時～午後4時

対象 就学前のお子さんとその保護者
費用 無料

◇申し込みは不要です。直接、会場へお越しください。

◇お子さんと遊んだり、読み聞かせをしたりするボランティアを募集しています。興味のある方は、直接会場へお越しください。

☎ 明和第二保育園 ☎ 43-8488

すこやか子ども課保育係
☎ 44-3120

● 秋の全国交通安全運動

◇9月21日(日)～9月30日(火)は、「秋の全国交通安全運動」期間です。

◇夕暮れ時のまちを歩く時には明るい服を着て、反射材などを身に付けましょう。

◇日没時間の早まりにより、事故が多発する時期です。ドライバーの皆さんは、早めのライト点灯を心掛けましょう。

◇チャイルドシートは正しく固定しましょう。

◇後部座席に座る時もシートベルトを付けましょう。

☎ 地域振興課交通防犯係 ☎ 44-3125

● 切れた電線を見つけたら中部電力へ連絡してください

◇雷や台風、強風などにより、電線が切れて垂れ下がる場合があります。

◇切れた電線は、感電する恐れがあります。近寄らずに中部電力へ連絡してください。

☎ 中部電力(株)掛川営業所
☎ 0537-22-4141

宮崎達也さん(マルブンプロテクト・建設工事共同企業体)、竹中雅洋さん(株)マルブンプロテクト、鳥井健さん(株)永井組、谷高洋二さん(株)アキヤマ袋井営業所、前田宏二さん(塚本建設(株))



優良建設工事業者を表彰

8月4日、建設技術の向上と適正な施工の推進や建設業の育成と発展を図るため、平成19年度に施工された市の建設工事施工業者のうち、特に優秀であった事業所と主任技術者を表彰しました。

受賞者は次のとおりです。

● 優良建設工事施工業者

(株)アキヤマ袋井営業所、乗松建設(株)袋井支店、(株)マルブンプロテクト、塚本建設(株)、(株)永井組

● 優良主任技術者

宮崎達也さん、竹中雅洋さん、鳥井健さん、谷高洋二さん、前田宏二さん



中国浙江省の子どもたちが訪問

7月28日、日中少年少女国際文化交流事業の一環で、中国浙江省の小中学生12人が袋井市を訪れ、子どもたちが感じた袋井の印象について市長と話をしました。

一行は、7月25日から29日まで市内にホームステイをしながら滞在。市内の工場やメロン温室などを見学したり、地元の子どものたちと交流を深めたりして、袋井市を満喫していました。

シティフラッシュ

City Flash

10月1日から国民健康保険（国保）保険証が新しくなります

◇現在お使いの国保保険証（うぐいす色）の有効期限は、9月30日です。新しい保険証を9月末日までに郵送しますので、古い保険証は、10月1日(水)以降破棄してください。

～保険証が届いたら～

◇新しい保険証は、1人1枚です。お手元に届いたら記載されている内容を確認してください。誤りがある場合は、市役所1階市民課保険年金係または、支所1階市民サービス課市民サービス係へご連絡ください。

◇既にほかの健康保険に加入されている方は、国保を脱退する届出が必要です。

～学生用保険証の更新～

◇修学で住所地を離れているため学生用保険証が必要な場合は、申請が必要です。学生証のコピーや在学証明書をお持ちのうえ、手続きしてください。

～紛失や破損した時は～

◇再交付しますので、本人確認のできるものを持参して、手続きにお越しください。

●人工透析を行っている慢性腎不全などの方

◇高額な治療を長期間にわたって継続しなければならない特定の疾病（人工透析を行っている慢性腎不全、血友病など）の方は、申請により「特定疾病療養受療証」を交付します。

●出産育児一時金受領委任払制度

◇出産にかかる費用の支払いについて、出産育児一時金を国保から直接医療機関などに支払うことで、出産した方の利便を図る制度です。

対象 出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる妊娠4か月以上の国保被保険者の世帯主で国保税の未納がない方

☎市民課保険年金係 ☎44-3113 市民サービス課市民サービス係 ☎23-9212

市住宅建設資金利子補給制度をご利用ください

◇市では、市内に住宅を新築・増改築したり、建て売り・中古住宅を購入するしたりする方に利子の一部を補給します。

利子補給額 年率2%相当額（半年額最高15,600円 総額最高312,000円）

利子補給期間 10年（10年以上の返済期間が必要）

利子補給対象額 最高300万

利用対象者 市内に自らが居住する住宅を新築・増改築または、建売住宅・中古住宅、住宅用地を購入する勤労者で、ろうきん住宅ローンを利用される方

利用条件 ▽住宅新築・購入・増改築…70～280㎡ ▽土地購入（5年以内に住宅建築）…400㎡以内 など

㊦㊦県労働金庫袋井支店

☎43-4649

㊦商工課商業労政係 ☎44-3136

美しい景観を創るために、屋外広告物の掲出ルールを守りましょう

◇屋外広告物はまちを彩り、様々な情報を与え、目印にもなりますが、無秩序に掲出するとまちや自然の景観を損ねます。

◇このため、法律や条例でルールが定められています。

◇ルールを守って、まちの美しい景観を“守る”とともに“創って”いきましょう。

●特別規制地域（広告物を表示できない地域）

◇許可を得た自家広告物（自己の事業所などに出す自己の広告物）や案内図版などを除き表示できない地域です。

◇自家広告物の面積が5㎡以下は、許可不要です。

- ・第1種、第2種低層住居専用地域
- ・指定文化財の周囲
- ・東名高速道路及び東海道新幹線から500mの等距離線範囲内の地域
- ・国道1号から300mの等距離線範囲内の地域
- ・東海道本線から100m以内の等距離線の範囲内の地域
- ・都市公園や学校など

●普通規制地域（広告を表示する際に許可が必要な地域）

◇区域により自家広告物の面積が10㎡以下または、20㎡以下は、許可が不要です。

- ・用途地域のうち第1種、第2種低層住宅専用地域を除く地域
- ・東名高速道路及び東海道新幹線から1,000mの等距離線範囲内の地域
- ・国道1号、国道150号、県道袋井大須賀線、県道磐田掛川線、東海道本線から500mの等距離線範囲内の地域

●禁止物件（広告が表示できない物件）

- ・信号機、道路標識、ガードレール、歩道橋、街路樹、石垣、擁壁など（電柱、街灯柱などには、はり紙、はり札類、のぼり旗、立て看板などを表示・設置できません）

㊦都市計画課計画係 ☎44-3122